2　養殖共済のうち法第百十五条第三項の政令で定める養殖水産動植物に係るものの法第百二十二条第二項の基準共済掛金率（次項に規定するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる率とする。

区分			
養殖業の種類	単位漁場区域の属する水域	期間	率（％）
小割り式一年魚ふぐ養殖業	全ての水域		四・二〇
小割り式二年魚または養殖業	全ての水域		一・〇五
小割り式三年魚または養殖業	全ての水域		一・〇五
小割り式四年魚または養殖業	全ての水域		一・〇五
小割り式五年魚または養殖業	全ての水域		一・〇五
小割り式すぎ養殖業	全ての水域		一・〇五
小割り式まさば養殖業	全ての水域		一・〇五
小割り式二年魚めばる養殖業	全ての水域		一・〇五
小割り式三年魚めばる養殖業	全ての水域		一・〇五
小割り式四年魚めばる養殖業	全ての水域		一・〇五
小割り式かわはぎ養殖業	全ての水域		一・〇五
ひらめ陸上養殖業			一・五五

備考

一　規則第六十九条の三に掲げる要件に該当する特約がある場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率に百分の百十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

二　共済契約者が共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率（前号に該当する場合にあっては、同号によって得た率）に、直前契約により漁業共済組合から当該養殖共済の共済金の支払を受けず又は受けないことが確実であると認められる場合には当該直前契約に係る等級から一を差し引いて得た等級（当該直前契約に係る等級が一等級の場合は、一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合、直前契約により漁業共済組合から当該養殖共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合には当該直前契約に係る等級に十を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が十五等級から二十四等級までの場合は、二十四等級）が属する同表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

区分	割合
一等級	百分の八十
二等級	百分の八十
三等級	百分の八十
四等級	百分の八十
五等級	百分の八十二
六等級	百分の八十四
七等級	百分の八十六
八等級	百分の八十八
九等級	百分の九十
十等級	百分の九十二
十一等級	百分の九十四
十二等級	百分の九十六
十三等級	百分の九十八
十四等級	百分の百
十五等級	百分の百三